

橋形クレーンの転倒事故を防止しましょう

愛知労働局 労働基準部 安全課

日頃、安全作業にご協力いただきありがとうございます。

さて当局管内においては、本年8月6日に強風による橋形クレーンの転倒事故が2件発生しました。

詳細については現在も調査中ですが、いずれも天候急変により労働者の緊急退避を優先した結果、逸走防止措置を講じることがないままの状況下で転倒事故が発生しています。

転倒防止に係る規則条文は定められていませんが、クレーン等安全規則では、10分間の平均風速が10 m/sを超えると作業中止、瞬間風速が30 m/sを超えるおそれがある場合は逸走防止措置を講じることが定められています。

当該措置には、逸走防止装置を作用させること、レールにクレーンを固定すること、屋内に格納すること等があります。

現在、台風が多発する時期となっていますが、これから異常気象等に伴い強風が吹く状況に遭遇する場合もあると思われますので、このような状況下にあります場合は作業中止と同時に逸走防止措置の確実な実施をしていただくようお願いします。